

auでんきポイントで割引規約

第1条(本規約の適用)

KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)及び沖縄セルラー電話株式会社(以下KDDIと併せて「当社」といいます。)は、このauでんきポイントで割引規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、auでんきポイントで割引(以下「本施策」といいます。)を実施します。

- 2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、auでんき需給約款、auでんき供給約款(関西電力・KDDI)、auでんき供給約款(中国電力・KDDI)、auでんき供給約款(北陸電力・KDDI)、auでんき供給約款(中部電力ミライズ・KDDI)、auでんき供給約款(東京電力・KDDI)、auでんき供給約款(沖縄電力・沖縄セルラー)(以下併せて「auでんき約款」といいます。)、当社のau(LTE)通信サービス契約約款、当社のau(WIN)通信サービス契約約款、au(5G)通信サービス契約約款、KDDIのID利用規約、当社のauポイントプログラム利用規約(以下「ポイント規約」といいます。以下これらを併せて「関連規程」といいます。)、当社のFTTHサービス契約約款及び有料放送役務契約約款に定めるところによります。
- 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本施策の実施に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、当社は、本規約の変更を、変更後の本規約及びその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- 4 本規約本文のほか、関連規程及び当社が定める本施策に関する諸規程(当社が別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとします。
- 5 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条(本施策の概要)

本施策は、auでんきサービス(auでんき約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。)及びauサービス(au(LTE)通信サービス、au(WIN)通信サービス又はau(5G)通信サービスをいいます。以下同じとします。)又はFTTHサービス(インターネットサービス、FTTH電話サービス又はTVサービスをいいます。以下同じとします。)を組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところにより、auでんきサービスの料金に応じ、ポイント会員(ポイント規約に定める会員をいいます。以下同じとします。)に対してポイント規約に定めるPontaポイント(以下「本ポイント」といいます。)その他特典を提供することをその内容とします。

第3条(申込み)

本施策に基づく本ポイント等の特典の提供を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、本規約を承諾の上、当社が別に定めるところにより当社に申込みを行うものとします。

第4条(契約の成立)

当社は、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で本施策に基づく本ポイント等の特典の提供を受けるための契約(以下「本件契約」といいます。)が成立するものとします。なお、1のauでんきサービスに係る契約(以下「auでんき契約」といいます。)につき、1の本件契約が成立するものとします。

- (1) 申込者が、a u でんき契約を締結していること又は a u でんき契約の申込みを行っていること(その申込みが承諾されない場合を除きます。)
 - (2) 申込者が、a u でんきサービスと組み合わせて利用する 1 の a u サービスに係る契約者回線又は F T T H サービスに係る F T T H 接続回線(以下併せて「対象契約者回線」といいます。)を、当社所定の方法により指定すること。
 - (3) 前号で指定された対象契約者回線が、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
 - ア 本件契約の申込みの時点で、その対象契約者回線について、現に a u サービスの提供を受けていること又は F T T H サービスの提供を受けていること若しくは F T T H サービスに係る契約の申込みを行っていること(その申込みが承諾されない場合を除きます。)
 - イ その対象契約者回線の契約者が、法人でないこと。
 - ウ その対象契約者回線の契約者の住所が、申込者の住所と同一であること。
 - エ その対象契約者回線の契約者が、申込者と同一であるか、申込者の家族(当社所定の基準を満たすものに限りま
す。)であること。
 - オ その対象契約者回線の契約者が、ポイント会員の資格を有すること、又はポイント会員の資格を有する見込みがあ
ると当社において判断されること。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不適当と判断したときは、前条に基づき申込者の申込みを承諾しないものとします。

第 5 条(本ポイントの付与)

当社は、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者(以下「本件契約者」といいます。)の契約する a u でんきサービスに係る料金(以下「本件電気料金」といいます。)に応じ、次項の定めに従って算出した金額 1 円につき 1 ポイントの本ポイント(以下「本件付与ポイント」といいます。)を、その指定された本件契約に係る対象契約者回線の契約者に付与します。なお、本件付与ポイントの付与は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降に請求する本件電気料金について行います。

- 2 当社は、a u でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額(以下「本件対象額」といいます。)に応じて、本件対象額に下表の還元率(以下「還元率」といいます。)を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
5, 0 0 0 円未満	1 %
5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	3 %
8, 0 0 0 円以上	5 %

- 3 対象契約者回線の契約者に対する本件付与ポイントの付与は、その本件電気料金に係る請求月の月末までに行います。なお、対象契約者回線の契約者が、当社及び株式会社ロイヤリティマーケティングの定める a u I D / P o n t a 会員 I D 連携規約に基づき、当該規約に定める I D 連携を行った場合その他の契約状況及び利用状況によっては、本件付与ポイントの付与が請求月の翌月以降に行われることがあります。本件付与ポイントの付与時点で、対象契約者回線の利用に係る契約と紐付けて管理されている a u I D が有効でない場合は、当社は、本件付与ポイントの付与の実施を要しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。

第6条(対象契約者回線の変更)

本件契約者は、対象契約者回線の変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。

- 2 本件契約者は、前項の申し出において、第4条第1項第3号ア乃至オに定める条件をすべて満たすa uサービスに係る契約者回線又はF T T Hサービスに係るF T T H接続回線を新たな対象契約者回線として指定するものとします。
- 3 前二項に定める他、当社は、対象契約者回線の契約者から第1項に定める申し出があった場合は、本件契約者がその申し出を行ったものと見做して取り扱います。

第7条(本件付与ポイントの減算等)

当社は、本件契約者が、本件電気料金又は当社の電気通信サービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合、既に付与した本件付与ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。

第8条(本件契約の終了)

本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

- 2 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
 - (1) 本件契約者に係るa uでんき契約が終了したとき。
 - (2) 対象契約者回線のa uサービスに係る契約又はF T T Hサービスに係る契約が終了したとき。
 - (3) 対象契約者回線について、利用権の譲渡があったとき。
 - (4) 本件契約者に係るa uでんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号ウに定める条件を満たさなくなったとき。
 - (5) 対象契約者回線の契約者がポイント会員の資格を喪失したとき。
 - (6) 対象契約者回線の契約者とK D D Iとの間のa u I Dの利用に係る契約が終了したとき。
- 3 前二項の定めにより本件契約が終了した場合、当社は、その終了日が属する月をもって、対象契約者回線の契約者に対する本件付与ポイントの付与を終了します。但し、その本件契約の終了が前項第1号の事由によるものである場合には、そのa uでんき契約の終了日が属する月までの本件対象額に係る本件付与ポイントを付与の対象とします。

第9条(損害賠償)

当社は、本件契約に関して申込者又は本件契約者に生じた損害について、損害が発生した月に付与された本件付与ポイント1ポイントを1円として算定された金額を上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第10条(権利義務の譲渡禁止)

本件契約者は、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第11条(顧客情報の取扱い)

当社は、本施策の実施に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本

施策の実施に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開する個人情報取扱共通規約及びプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第12条(合意管轄)

本施策に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条(本サービスに関する疑義等)

本規約の解釈や本施策の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

第14条(本ポイントの付与に係る特約)

申込者が、2016年5月31日までの期間に、auでんき供給約款（関西電力・KDDI）に基づきauでんきサービス（その契約種別が「でんきMプラン（関西）」であるものに限り、）の申込みを行い、そのauでんき契約が成立した場合、本件対象額が8,000円以上であることを条件に適用する還元率を12%に変更します。本項に定める前号の還元率の変更は、そのauでんきサービスの利用開始日の属する月から起算して12ヶ月の間に利用したauでんきサービスに係る本件対象額について適用します。

2 当社は、第5条に定める本件付与ポイントのポイント数が54ポイント未満の場合、同条の規定にかかわらず、そのauでんきサービス（その契約種別が下表に定めるものを除きます。）の料金に係る本件付与ポイントのポイント数を54ポイントとします。本項に定める取扱いは、2016年1月20日から2016年3月31日までの期間に、auでんき約款に基づきauでんきサービスの申込みを行った場合（2016年7月31日までにそのauでんきサービスの利用を開始した場合に限り、）であって、そのauでんきサービスの利用開始日の属する月から起算して12ヶ月の間に利用したauでんきサービスに係る本件付与ポイントのポイント数について適用します。

契約種別
でんきMプラン（北海道）、でんきLプラン（北海道）、でんきMプラン（東北）、でんきLプラン（東北）

3 申込者が、2016年9月1日から2017年2月13日までの間に、auでんき約款に基づきauでんきサービス（その契約種別が下表に定めるものに限り、）の申込みを行い、そのauでんき契約が成立した場合、本件対象額が8,000円以上であることを条件に適用する還元率を10%に変更します。本項に基づく還元率の変更は、そのauでんきサービスの利用開始日の属する月の翌月から起算して3ヶ月の間に利用したauでんきサービスに係る本件対象額について適用します。

契約種別
でんきMプラン（東京）、でんきLプラン（東京）、でんきMプラン（中部）、でんきLプラン（中部）、 でんきMプラン（関西）、でんきMプラン（中国）

第15条（本ポイントの付与に係る特約2（auでんきポイントで割引+ガス））

本件契約者（当該本件契約者がその契約種別がauでんき供給約款（関西電力・KDDI）で定める「でんきMプラン（関西）」（以下「でんきMプラン（関西）」といいます。）であるauでんきサービス並びに関西電力株式会社

(以下「関西電力」といいます。) のガス供給条件及び関電ガスなつクプラン f o r a u (主契約料金表) で定める関電ガス なつクプラン f o r a u または関電ガスなつクプラン O f o r a u (主契約料金表) で定める関電ガスなつクプラン O f o r a u (以下関電ガス なつクプラン f o r a u と関電ガスなつクプラン O f o r a u を併せて「関電ガス f o r a u」といいます。) の双方をご利用する場合に限り、当社が別に定めるところにより当社に申込み (以下「本オプション申込」といいます。) を行い、当社がこれを承諾した場合、当社は、第 5 条の定めにかかわらず、還元率を本条第 3 項に定める値に変更します。

2 当社は、本オプション申込が、次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとします。

(1) 本件契約が現に有効に存続していること。

(2) 関電ガス f o r a u に関西電力が電気セット割引 (特約料金表) で定める電気セット割引又は電気セット割引 O (特約料金表) で定める電気セット割引 O が適用されていること。

(3) 関電ガス f o r a u の需要場所と同一の需要場所において、関電ガス f o r a u の契約名義と同一名義により a u でんきサービス (但し、その契約種別がでんき M プラン (関西) であるものに限ります。) が利用されていること。

3 当社が本オプション申込を承諾した場合、還元率は以下のとおりとします。但し、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんき M プラン (関西) 又は関電ガス f o r a u の双方又はいずれか一方につき料金の請求 (関電ガス f o r a u の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします) が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本項に定める還元率を適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 6 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額

附則

(適用期日)

本規約は、2020年11月11日から適用します。